

## 第1章 分野別取組方針

### 第2節 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～

#### 1 指導者の育成

##### 1-1 三重県環境学習情報センターにおける人材育成

三重県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成しました(平成30(2018)年度指導者養成講座受講者数2,049人)。

#### 2 環境保全活動の支援

##### 2-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

###### (1) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川および海岸の環境美化について河川・海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川・海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成30(2018)年度には、フラワーオアシス事業として憩いとうるおいに満ちた水辺環境を作ることを目的に、県管理11河川において、ボランティア活動14団体等を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

###### (2) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成30(2018)年度の実績は、道路関係で353団体、河川関係で156団体、海岸等の関係で71団体となっています。

地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の維持活動をお願いする「ふれあいの道事業」を実施しており、平成30(2018)年度は10団体が活動を行いました。

###### (3) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成30(2018)年度には、森林づくり活動に係る段階的な技術研修2種類、刈払い機やチェーンソーの安全研修を行い、延べ79名が受講しました。

#### 3 各主体の連携による環境保全活動の促進

##### 3-1 各主体の連携による環境保全活動の促進

###### (1) オフィス等での省エネ運動の展開

平成15(2003)年度から中部圏知事会の構成団体とともに、夏季の一定期間において適正冷房(室温28℃)を徹底し、ノーネクタイ、ノージャケットなどの軽装で過ごそうという「サマーエコスタイル」に取り組んでいます。

県庁内では、日常的な勤務はもちろん、会議や出張の場面でも夏季の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

また、「クールビズ」、「ウォームビズ」についても、県内企業や各市町等に啓発を行っています。

###### (2) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通じて自主的に庁舎周辺の美化活動を行っています。

平成30(2018)年度は、3,671人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

###### (3) 連携による環境教育実践活動の促進

環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「キッズISO14000プログラム」に企業、学校、行政が連携して取り組んでいます。

平成30(2018)年度は県内企業8社からの協力を得て、7市町11校、360名の小学生が取り組みました。